第452回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開	催 日	時	令和6年7月11日 木曜日 10時00分~11時00分						
開	日本						JV		
出席委員	公益代表委	長員	粟田 真人	木村 弘		田中	英男	長澤 裕·	子 舟橋 秀明
	労働者代表委員		徳本 喜彰	増田 明朗		南 芳雄		村上 和雪	上 山田とき美
	使用者代表委員		眞田 昌則	敷波 利子		橋本 政人		深見 正裕	路 山下 活博
	欠 席 委		なし						
	事務		八木労働局	八木労働局長 細貝労働		<u></u> 準部長			
	⊉	<i>1</i> 0	南出賃金室	長	石間賃金技	指導官	植田労働	動基準監督官	春名賃金調査員
議題	1.開会								
	2.石川労働局長挨拶								
	3.議題								
	(1)会長及び会長代理の選任について								
	(2)石川県最低賃金の改正決定について								
	石川県最低賃金の改正決定について(諮問)								
	関係労働者及び関係使用者の意見聴取について								
	専門部会委員の選出について								
	最低賃金審議会令第6条5項の適用について								
	令和5年度の最低賃金審議会の改正審議日程について								
	(3) その他								
	資料説明								
	その他								
	4.閉会								
議事内容	• 別紙のとおり								

別紙

令和6年度 第452回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和6年7月11日(木) 10時00分~11時00分

石川県勤労者福祉文化会館2階

【事務局】補佐

報道関係の方にご案内いたします。

テレビカメラ等による撮影につきましては、会議の冒頭、諮問文の交付までとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

諮問文の交付の際の撮影につきましては、事務局よりご案内いたします。なお、本日の審議会は公開となっており、傍聴関係者は2名です。

また現在、髙見委員の辞任に伴い会長職が欠員となっております。最低賃金法第24条第4項の規定により会長が選出されるまで、粟田会長代理に進行をお願いしたいと思います。

それでは、定刻になりましたので、粟田会長代理よろしくお願いいたします。

【粟田会長代理】

それでは、定刻になりましたので、第 452 回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。

先ずは、第 55 期委員の一部に異動がありましたので、事務局は紹介してください。

【事務局】補佐

公益代表委員の髙見委員、本間委員、使用者代表委員の尾崎委員のご退任に伴いまして、公益代表には舟橋委員、田中委員、使用者代表には山下委員にご就任いただいております。

新しく委員にご就任されました、舟橋委員から順に一言ずつお願いを申し上げた いと思います。よろしくお願いします。

【舟橋委員】

おはようございます。金沢大学の舟橋と申します。よろしくお願いいたします。 今回新任の委員としてご紹介いただいたわけなんですが実は7.8年前にもこの委員をやっておりまして、フランスに留学していた関係で一時退任をしたということであります。またこの度このような機会をいただきまして再任という形でご紹介いただきました。中には見覚えもあるなという方もいらっしゃるかと思いますがどう ぞよろしくお願い致します。また初心に帰り労使間に円満な形で合意に至るよう微力ながら努力したいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】補佐 続いて田中委員お願いいたします。

【田中委員】

おはようございます。髙見の後任であります北國新聞社の田中と申します。最近 の経済情勢と言いますか賃上げの動きですとかまた能登半島地震もございました ので、県民の方々は大変今回の審議会関心を持ってみていると感じておりますの で、皆様の意見をよく聞いて公益委員の役割をしっかり果たせるように頑張ってい きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【事務局】補佐 ありがとうございます。山下委員お願いいたします。

【山下委員】

石川県商工会連合会の山下でございます。尾崎に代わりまして今月就任をしたばかりでございます。先月まで2年余り石川県観光連盟の方におりまして今月着任ということでございます。その前は県の職員をしておりまして、どちらかといいますと県の現職時代は県の商工労働行政を主に、大半は商工労働行政に勤務をしておりました。新任でございますが、また皆様よろしくお願いをいたします。

【事務局】補佐 以上新任委員のご紹介でございました。

【粟田会長代理】 皆様ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、 事務局にも異動があったようですので紹介お願いいたします。

【事務局】補佐

今年度の事務局を紹介させていただきます。石川労働局長の八木、労働基準部長の細貝、賃金室長の南出、労働基準監督官の植田、賃金調査員の春名、そして私、 監督課長補佐の石間でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、八木労働局長よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】局長

おはようございます。まずは皆さま方には御多用の中、石川地方最低賃金審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また皆様方には日ごろから労働行政全般について、多大なるご理解とご協力を頂いてるところでございます。この場をお借りいたしましてお礼を申し上げたいと思っております。

さて私が言うまでもございませんが、最低賃金制度は一定水準を下回る低賃金を

解消して労働条件の改善を図るということを目的にしておるところでございます。 これに合わせて、労働力の質的向上とか企業の公正な競争力の確保の機能なども期 待されており、国民経済の健全な発展に寄与するところをねらいとしているところ でございます。今年につきましても6月25日、厚生労働大臣から中央最低賃金審 議会に対し、本年度の地域別最低賃金額改定の目安について、また6月 21 日に閣 議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024」及び「経 済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意した調査審議を求める旨の諮問を行っ たというところでございます。その際には、厚生労働大臣からは、冒頭、今年は賃 金と物価の好循環を実現する社会的機運を背景に、春季労使交渉の賃上げ率につい て、連合の第6回の集計結果では5.08%と、1991年以来33年ぶりの水準となる など、高い伸び率となっていること、さらには一方で、この賃上げの流れを非正規 雇用労働者や我が国の労働者の7割が働いている中小企業にも波及させていくた めには、最低賃金による底上げも必要であること、さらに政府として、最低賃金を 含めた賃上げに向けて、適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進、中小企業 の生産性の向上支援策の推進などを強力に後押していくことなどについて、発言が あったと聞いております。

当審議会におきましても、本年1月1日に発生した能登半島地震の状況も含め、こうした状況について十分に配慮した中でご審議等お願いできればと思っております。また本審議会の方式により決定しておりますこの最低賃金は、労使の意見が一致することで強制権を行使する上での説得力を補強することのみならず、労働者とかまた事業者、さらには県民の訴求力を増すものとなることと考えております。そういう観点からも、今年度も全会一致による採決が得られますよう、審議を尽くしていただきたく、皆様方の更なるご理解、ご協力をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

【粟田会長代理】 ありがとうございました。次に、事務局は、委員の出欠状況について報告をお願いします。

【事務局】補佐 本日は全委員にご出席いただいております。現在 15 名中 15 名のご出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数である全委員の3分の2以上、又は公労使各側委員の3分の1以上を充たしておりますので、本日の会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。

【粟田会長代理】 それでは議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。

公益委員側は私粟田が行います。労働者側は南委員に、使用者側は橋本委員にお願い致します。

それでは、議題に移らせていただきます。議題(1)の会長及び会長代理の選出 に移らせていただきます。事務局は選出方法について説明してください。

【事務局】補佐

前高見会長の辞任に伴います、会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条第2項及び第4項の規定によりまして、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するという手続きになっていますが、当審議会におきましては、従来から公益委員で協議された上で推挙された方をご承認いただく方法をとってございます。

【粟田会長代理】 今回につきまして、今説明があったとおり同じ進め方でよろしいでしょうか。

【各側委員】 (異議なし)

【粟田会長代理】 異議なしという声をいただきましたので、慣例に従いまして進めさせていただきます。 公益委員の方からの推挙をお願いいたします。

【粟田会長代理】 今の公益委員からの提案につきまして、皆様のご承認いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【各側委員】 (異議なし)

【粟田会長代理】 ありがとうございます。承認をいただけましたので、会長は私、粟田が、会長代 理は木村委員にお願いしたいと思います。

(会長・会長代理プレート設置)

【粟田会長】 続きまして議題(2)石川県最低賃金の改正決定について、 の石川県最低賃金 の改正決定の諮問についてですが、事務局より諮問をお願いします。 【事務局】局長 最低賃金の改正決定について。

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、石川県最低賃金(昭和55年石川労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(令和6年6月21日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2024(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

(諮問文手交)

【粟田会長】 ただ今、諮問をお受けいたしました。

【事務局】補佐 諮問文の写しは、お手元の資料 3 ページにつけてございます。皆様ご確認いただきたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、報道関係者の方には、これ以降のテレビカメラ等による撮影・録音についてはこれ以降ご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします

【粟田会長】 委員の皆様につきましては諮問文の写しをご確認いただけましたでしょうか。 それでは、今回の諮問内容について事務局から説明してください。

【事務局】室長 6月21日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024(経済財政運営と改革の基本方針2024)」では、最低賃金について、今年の 賃上げ状況、物価の動向、企業の業況などを踏まえ、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行うことまた、「骨太方針2024」において、地域間格 差の是正を図ることとされたところです。

一方で、この賃上げの流れを非正規雇用労働者やわが国の労働者の7割が働いている中小企業にも波及させていくには、最低賃金による底上げも必要である。昨年を上回る賃上げの状況などを考慮した真摯な議論がなされることを期待し、目安につきましては、これらに配意した上で、審議されるよう厚生労働大臣から中央最低賃金審議会へ諮問されているところであります。当石川地方最低賃金審議会においても、これらに配意した審議となるようお願いいたします。

【粟田会長】 ただいまの説明につきまして委員の方からご質問等ございますか。よろしかったでしょうか。

それでは、議題(2) に移ります。石川県最低賃金の改正についての諮問を受け、今後、調査審議を行うにあたり、関係労働者と関係使用者の意見を聞くことが必要となりますので、その手続きについて事務局から説明してください。

【事務局】補佐

それでは、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく、関係者からの意見聴取について 説明申し上げます。最低賃金審議会の条文につきましては「最低賃金決定要覧」の 144 ページにも掲載されておりますが、抜粋したものを資料 9 ページにお付けを しております。最低賃金法第 25 条第 5 項において、「最低賃金審議会は、最低賃 金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合において は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とされていることから、 一定期日までに審議会に意見書を出すべき旨を公示することとなります。公示日 は、本日 7 月 11 日木曜日に行います。意見書の提出期日につきましては、令和 6 年 7 月 26 日金曜日といたします。

また、併せて、最低賃金法第 25 条第6項では、「最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとする。」とされております。意見聴取は、公示によって提出された意見書によるほか、審議にあたってその意見を直接聴く必要があると認められる場合には、会議の場でその意見を聴くとされておりますので、よろしくお願いをいたします。

【粟田会長】

ただいま説明のありました、意見聴取の方法につきまして、今の説明のとおり取扱うこととしてよろしいですか。

【各側委員】 (異議なし)

【粟田会長】

異議がないとのことですので説明の通り公示手続を進めてください。

次に、議題(2)の に移ります。改正決定の調査審議につきましては、石川県 最低賃金専門部会を設置して行うことになりますが、専門部会の設置について、事 務局から説明をお願いします。

【事務局】補佐

専門部会委員の任命・手続き等につきましてご説明を申し上げます。最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により石川県最低賃金専門部会を設置し、専門部会の委員については、最低賃金審議会令第 6 条において、専門部会は公労使各 3 名以内の同数をもって組織することとなっております。公益委員の代表については労働局長が任

命し、労働者代表委員、使用者代表委員については、関係労働組合又は関係使用者 団体から推薦のあった候補者のうちから労働局長が任命することになっておりま す。労使各委員の候補者の推薦については、本日、7月11日木曜日をもって推薦 の公示を行います。推薦の締切日は7月26日金曜日を予定しております。

【粟田会長】 次に本審議会の運営小委員会の設置について確認しておきます。

運営小委員会は、石川地方最低賃金審議会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要に応じ開催することとし、今年度も設置するということでよろしいでしょうか。

【各側委員】 (異議なし)

【栗田会長】 ありがとうございます。異議なしとのお言葉をいただきましたので運営小委員会 の設置をすることといたしたいと思います。運営小委員会の公労使各3名の委員は 会長が指名することになっておりますが、慣例により労使各側から推薦をお願いしたいと思います。

はじめに、労働者側からご推薦をお願い致します。

【南委員】 労働者側は、徳本委員、村上委員そして私南でお願いします。

【粟田会長】 はい、次に使用者側のご推薦お願いします。

【橋本委員】 使用者側は、敷波委員、山下委員そして私橋本でお願いします。

【栗田会長】 はいありがとうございました。では推薦のあったとおり労働者側は、徳本委員、村上委員、南委員。使用者側は、山下委員、敷波委員、橋本委員を指名いたします。 公益委員は、私の他に、木村委員と舟橋委員を指名致します。よろしくお願いいたします。

> 続きまして、議題(2)の 最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてに移 ります。最低賃金審議会令第6条第5項について、事務局から説明してください。

【事務局】補佐 最低賃金審議会令第6条第5項についてご説明を申し上げます。条文につきましては、抜粋させていただいたものを資料として、10ページとしてお付けしております。最低賃金審議会の意思決定は、原則的には総会の議決によってなされるべきであり、専門部会を置いた場合においても、当該専門部会の意思決定がそのまま

では最低賃金審議会の意思決定にはならず、改めて最低賃金審議会の議決を経て、初めて意思決定となるものですが、最低賃金審議会令第6条第5項には「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と記されております。従いまして、事前の審議会での議決があれば最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるものとされており、同項を適用することにより全会一致での結審となった場合には、後日改めての審議会の決議は不要となります。

【粟田会長】

今の6条5項の説明の適用についてご意見ございますでしょうか。特にご意見がなければ専門部会においての決議が全会一致で行われる場合に限って、最低賃金 審議会令第6条第5項を適用し、「最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議 とすることができる」としたいと考えますが、いかがでしょうか。

【各側委員】 (異議なし)

【粟田会長】

ありがとうございます。ご異議なしということですので、それぞれの専門部会においての決議が全会一致で行われる場合に限って、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を運用し、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることといたします。

続いて、議題(2)の の令和6年度の最低賃金の改正審議日程について事務局から説明願います。

【事務局】室長

石川県最低賃金の改正審議につきまして、今年度は、10月1日を改正発効日とするためには、必要な公示期間等から、8月5日までの答申が必要となります。お示しさせていただきます日程案は、事前に照会をさせていただきました各委員の出欠の状況を踏まえて、本会議の直前に開催されました公益委員会議におきまして、できるだけ10月の早い時期での発効を目指すものの、地域の現状を踏まえ、慎重に議論を深めていただきたいとご検討いただいたものです。

中央最低賃金審議会から7月下旬には示される見込みの目安額については、7月31日水曜日に開催する第453回本審で伝達をさせていただく予定です。その後、複数回の石川県最低賃金専門部会でご審議をいただきまして、8月9日までの結審をお願いするスケジュールとなっています。なお、8月9日の専門部会でも全会一致で結審しなかった場合は、同日午後に本審を開催してご答申をお願いすることとなります。

【粟田会長】

事務局からは、中央最低賃金審議会の目安答申の見通しと、公益委員会議で検討させていただいた審議日程案が説明されましたが、各委員よろしいでしょうか。

【各側委員】 (異議なし)

【粟田会長】

それでは各委員は、日程のご配慮をよろしくお願いいたします。

次に、議題(3)の 資料説明に入ります。配付資料について、事務局より説明 をお願いします。

【事務局】室長

本日配布の資料についてご説明させていただきます。配布させていただきました 資料は、本日の審議会の次第と一緒にお付けした資料の第55期委員名簿から能登 半島地震での活用促進リーフレット」までの資料と、別冊1から別冊3までの資料 となっております。まず、次第と一緒にお付けした資料について説明をいたします。

1ページから 10ページまでの資料につきましては、本日の議題の際に説明をさせていただいておりますので省略させていただきます。11・12ページには、昨年度の石川地方審議会の開催状況と石川県最低賃金額と特定最低賃金額の過去の審議状況の推移について資料としてお付けしております。また資料 14ページまでには、令和 5 年度の全国の業務改善助成金の申請及び交付決定件数と当局の令和 6 年度の申請・交付決定件数の内訳をお付けしております。

次に、資料の別冊 1、2について、説明をいたします。別冊 1 は、主に県内の経済指標を取りまとめたものです。まず、2024の賃金改定状況として、春闘の妥結状況等の資料をお付けしております。1ページから2ページには、連合石川さんが集計された資料で6月28日発行のものとなります。6月28日13時時点での妥結金額は加重平均で12,668円、賃上げ率4.5%となっております。この数字は1990年に次ぐ34年ぶりの水準となり、金額面では昨年を3,284円上回っていると記載されております。

3ページから4ページまでには、石川県経営者協会さんが集計された資料で、6月5日時点のものとなります。事業規模別、地区別での調査結果が記載されております。5ページから8ページまでには、石川県中小企業団体中央会の情報連絡員の皆さんが5月の景況の変化とその原因や現状等について、製造業、非製造業に分け、さらに業種ごとに調査された内容がわかりやすく記載されている資料となります。

9ページ以降には、内閣府、北陸財務局、日本銀行金沢支店、石川県から発表されているものをそれぞれお付けしております。内閣府発表の資料は、全国規模で見た経済状況を、北陸財務局の発表の資料は北陸3県の経済状況を、日本銀行金沢支

店、石川県から発表されている資料については、県内の経済状況を示す資料となっております。

別冊2 - 1 として、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会あてに諮問した諮問文の写しをお付けしております。

次に、別冊の2 2 には、中央最低賃金審議会の第1回の目安小委員会に配付された資料をお付けしております。別冊2-3 には、能登半島地震雇用情勢関係資料をお付けしております。

最後に、別冊の3には、去る6月21日に全労連東海北陸地方協議会さんから石川労働局長及び石川地方最低賃金審議会会長あての要請をお受けしました。当最低賃金審議会会長あてでもあったことから、本日、資料としてお付けしております。

これらの資料は、今後の審議の参考にしていただければと思います。

【粟田会長】

ただいまの資料説明について、何か質問等ございませんか。他になければ、委員の皆様はこれらの資料を持ち帰ってご覧いただきまして、今後の審議の参考としていただきたくお願いいたします。

他にこれまでの審議に関連して、各委員の方から、何か質疑等がありましたらお願いしたいと思いますが何かございますでしょうか。ご発言ないようですのでなければ、議題(3)の その他に移りたいと思います。事務局から連絡事項があればお願いします。

【事務局】補佐

本日、お配りさせていただきましたこれらの資料につきましては、次回以降の審議会では同じものは配付しない予定でございますので、お手元のファイルをご活用いただきましてお持ちいただきますようお願いいたします。

次回の本審は、7月31日水曜日午前9時30分から、駅西合同庁舎2階会議室で開催いたします。なお、次回の本審も公開とします。

【粟田会長】 以上をもって、本日は終了とします。皆様お疲れさまでした。